

# 入札公告

令和 7 年 4 月 9 日

応急手当普及啓発資器材の製作・発送等の業務委託について、次のとおり公告する。

一般財団法人救急振興財団  
理事長 佐々木 敦朗  
( 公 印 省 略 )

## 記

### 1 件名

応急手当普及啓発資器材の製作・発送等の業務委託

### 2 入札に付する事項

#### (1) 業務の内容

別添 1 「仕様書」のとおり

#### (2) 納入数

応急手当資器材 146 セット

ア 心肺蘇生訓練用人形（成人用 1 体、乳児用 1 体）

イ AED トレーナー（1 器）

#### (3) 納入場所

別途指示する消防本部へ納入する。

#### (4) 納入期限

令和 7 年 9 月 24 日（水）

### 3 入札参加資格

次のすべての要件に該当している者とする。

- (1) 国又は地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登載されている者であること。
- (2) 国、東京都及び八王子市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国、地方公共団体又は本財団において過去に類似業務の実績があること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 適格請求書発行事業者であること。
- (7) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

#### ① 契約の相手方として不適当な者。

ア 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

4 入札参加方法

本件入札を希望する者は、次の(1)の書類に必要事項を記載の上、関係書類を添えて、**令和7年5月9日(金) 16時00分までに**、下記の問合せ先に持参又は郵送(必着)すること。

- (1) 別添2「入札参加申込書」
- (2) 国又は地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登載されていることを証明するもの(写)
- (3) 適格請求書発行事業者の登録番号が確認できる書類
- (4) 過去の国、地方公共団体及び公益的団体において類似業務を受託した実績を示す契約書等(写)

5 入札、開札の日時及び

(1) 入札

**令和7年5月23日(金) 15時00分から**

東京都八王子市南大沢四丁目6番地

一般財団法人救急振興財団事務局 会議室

(2) 開札

入札後、直ちに同所において行う。

6 質疑事項等

本件入札について質疑がある場合には、**令和7年5月7日(水) 12時00分までに**下記の問合せ先に電子メールもしくはFAXで送付すること。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

本件公告に示した入札参加資格のない者による入札、虚偽の事項を記載した入札参

加申込書又は虚偽の書類を提出した者による入札、その他本件公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 入札書

入札書は、原則として別添 3 「入札書」を用いること。

(4) 落札者の決定

ア 入札後、直ちに入札参加者の立ち会いの上で開札を行い、提出された入札書の入札金額を比較の上、予定価格の制限に達した価格、かつ、最低の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、入札参加者がいない場合には、本件入札を中止し、不落随契を行う。

イ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、最低の価格の入札を行った入札参加者と協議した上で見積書の提出を求め、予定価格の制限に達した価格の見積書が提出された場合には、その者と不落随契を行う。その他の場合には、本件入札を中止し、不落随契を行う。この場合には、異議の申し立てはできない。

ウ 「入札参加申込書」に記載の代表者が入札を行えない場合は、代表者が代理人を定め、委任状を作成し、代理人が入札を行うこと。

(5) 本件入札に当たって提出された法人又は個人の情報等については、当財団において厳重に管理する。また、提出された資料等は原則として返却しない。

【応募書類提出先・問合せ先】

一般財団法人救急振興財団

企画調査課 松村・高橋・石井

〒192-0364 東京都八王子市南大沢四丁目 6 番地

TEL 042-675-9931 FAX 042-675-9050

E-mail: kikaku-info@fasd.or.jp